

別表

区 分	経費	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
農業・食品産業強化対策 整備交付金 I 強い農業づくり総合 支援交付金	1 事業費 (1) 産地基幹施設等支援タイプ 国要綱に基づいて行う事業に要する経費 (2) 卸売市場等支援タイプ 国要綱及び卸売市場法第16条第1項に 基づいて行う事業に要する経費 2 市町村附帯事務費 市町村が行う1の経費に係る事業の実 施に関し、事業実施計画の承認及び事業 の推進に必要な事務並びに指導監督及び 調査検討を行うのに要する経費	定額 (6/10、11/20、1/2、 3/10、4/10、1/3、1/4、1/5以内) なお、それぞれの交付率に該当する 取組は、国要綱別表1のIの定める ところによるものとする。 定額 (4/10、1/3以内) 定額 (1/2以内)	1 卸売市場法 第16条第1項に 基づく法律補助 として交付決定 された額とそれ 以外の相互間 における流用 2 交付金の交 付決定を受けた もの(以下、 「補助事業者」 という。)の交 付額の変更	1 事業の新設又 は廃止 2 事業実施主体 の変更